**地域診療情報連携システム（電子カルテ情報閲覧部分）の利用者の範囲について**

在宅医療に移行する患者児童の長期にわたる在宅生活を支援するためは、当センターたけでなく、多くの機関が連携して、在宅での生活全体を支援していく必要がある。

　地域診療情報連携システムを活用することで、患者児童が母子センターでの治療を終えて、地域医療機関に戻る際に、母子センターでの検査結果や受診内容を地域医療機関が把握することができるようになる。

　このことにより、地域の医療機関は、患者児童の状況について、的確に把握することができ、適切な医療支援を行うことができる。

|  |  |
| --- | --- |
| **利用者の範囲** | **カルテ閲覧の必要性** |
| 母子センター（医師、看護師） | 自施設の診療情報であり、在宅の患者児童の在宅支援について、地域医療機関等と連携を行うために閲覧が必要。 |
| 地域病院（医師） | 在宅の患者児童の在宅支援を行うにあたり、母子センターでの診療情報の閲覧が必要である。 |
| 診療所（医師） | 在宅の患者児童の在宅支援を行うにあたり、母子センターでの診療情報の閲覧が必要である。 |
| 訪問看護ステーション（保健師、看護師） | 実際の在宅医療の主力として、患者児童の在宅支援（訪問看護）を行うにあたり、母子センターでの診療情報の閲覧が必要である。 |